

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人九州国際大学
②設置大学名称	九州国際大学
③担当部署	総務企画部総務室
④問合せ先	093-671-8900
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 10 月 16 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 10 月 23 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kiu.ac.jp/about/governancecode/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
無し	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
無し	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念ならびに教育目的はホームページ、学生便覧等に明示し、周知しています。（掲載先 URL） https://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学の教育理念を具現化するため、学部・学科及び研究科に３つの方針（ポリシー）を定め、入学から卒業に至る学びの道筋を具体的に明確にしています。 本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、毎年「自己点検評価書」をホームページに公表しています。ハラスメント防止に関する規程に基づき、ハラスメントの防止と対策に取り組む就労・就学上のハラスメントによる人権の侵害のない快適な環境を保障しています。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務（役割と職務範囲）について、学則第１条の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督しています。理事会から委任された権限を行使し、適切に大学を運営しています。全教職員が学長の所信（方針）や中期経営計画を十分理解できるよう周知し、情報を共有しています。 学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）について、副学長は、学校法人九州国際大学組織規程に定めるとともに、学長が副学長に関する必要な事項として職務の分担と職務の代理を定めています。学部長は、学校法人九州国際大学組織規程に定めています。 教授会の役割（学長と教授会の関係）については、学校教育法第93条に基づき学則と教授会規程に定めています。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	中期経営計画及び単年度事業計画に基づく教育研究・地域貢献・学生募集・管理運営の各取組みは、教員及び事務職員の協働体制を確保しており、PDCA サイクルは適切に機能しています。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	中期経営計画の「大学における教育の質の保証の確立」や「教学マネジメント機能の強化を踏まえたガバナンスの確立」の達成方策にFD・SD活動の推進を掲げて、年次計画に基づき教育の質向上・授業改善と職員の能力・資質向上に取り組んでいます。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	全教職員が本学の中期の教育・研究ビジョンを理解し、その実現を目指して教育・研究活動を行うための指針として、中期経営計画を策定し、ホームページにおいて公表しています。現在は第四期中期経営計画（2024 年度～2028 年度）が進行中です。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画の進捗状況について、理事会・法人運営会議等で進捗状況を管理しています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会を透視できる理論の学習とともに、演習・実習を積極的に行い、人間社会と自然環境に共感し、能動的な働きかけができる人材の育成に力を注いでいます。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携センターでの市民講座や市民相談を開催するなど、教育研究活動の成果を社会に還元しています。 また、北九州市と提携を図り、職業能力の向上や産業活性化等につながる分野等の講座を「北九州市民カレッジ」として提供しており、産官学との組織的な連携を図り、生涯学習の場を提供しています。 本法人は「福岡県 SDGs 登録制度」、「北九州 SDGs 登録制度」の登録事業者として登録されており、地域をフィールドとした調査・研究・学修等の諸活動を通じて、地域との連携を深め、地域に必要とされる学園となるために、役員・教職員・学生・生徒が一丸となって SDGs の取組を推進しています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別・年齢・国籍等にかかわらず能力本位の採用を行い、多様な教職員を受け入れています。「行動規範」において、多様性の尊重、性別、人種、出身、信仰、価値観などを理由とする差別やプライバシーの侵害を行わないこと、また、そのような差別や侵害を放置しないことを定めています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	令和 7 年 4 月に制定した「役員等選考規程」において、性別に著しい偏りが生じないように配慮することを定めています。監事 1 名（総数 2 名）、評議員 2 名（総

	数 11 名) の女性を登用しています。
--	----------------------

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「役員等選考規程」に基づき、理事として求められる資質・経験・役割に関する選任基準を定めています。これにより、法人の理念や運営方針に適した人材の確保を図っています。また、理事選任機関として「役員等選考会議」を設置しており、候補者の選定にあたっては、複数の視点からの検討を経て、選任過程の透明性と客観性を確保しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割については「寄附行為」に定めており、令和 7 年 4 月 1 日付で新たに制定した「理事職務権限規程」により、理事長ならびに理事の職務権限を明確に定めています。これにより、理事会の意思決定における責任と役割分担が制度的に整理され、運営の透明性を確保しています。また、理事会と評議員会との協働体制については、重要事項については事前に説明・意見聴取を行うなど、相互の連携を図っています。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事および会計監査人の選任については、「寄附行為」において選任基準を明確に定めており、法人の健全な運営を担保するために必要な知識・経験・独立性を有する人材を選定する方針としています。また、選任にあたっては、評議員会における承認を経て正式に選任されることで、選任過程の透明性を確保しています。特に、監事および会計監査人の独立性の確保を重視し、法人運営に対する監査機能が適切に発揮されるよう配慮しています。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「監事監査規程」に基づき、監査の基準・計画を策定しています。監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っています。

実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を「寄附行為」に定め明確にしています。また、評議員選任機関として「役員等選考会議」を設置しており、候補者の選定にあたっては、複数の視点からの検討を経て、選任過程の透明性と客観性を確保しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務について「寄附行為」に定め明確にするとともに、評議員会には理事長、副理事長及び業務執行理事が出席し、評議員からの質問等に対し適切に回答する体制としています。理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理体制・危機管理マニュアルについては、業務継続計画（BCP）を整備し、危機事象への対応方法を明確にしています。業務継続計画（BCP）は、事象に応じて整備をしており、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画を学内において広く浸透させています。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「コンプライアンス規程」を制定し、法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、「リスク管理規程」「公益通報に関する規程」に基づき、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備しています。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報の公表については、学校教育法、私立学校法等の法令に遵守した情報公開に加え、法律上公開が定められていない情報についても積極的に自らの判断によりホームページ上等で公開しています。また、大学ポートレート（私学版）に参加し、受験生、保護者、高等学校の進路指導担当者様などに向けて、本学の特徴や教育情報を公開しています。情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進しています。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開については、法令に基づいて「寄附行為及び財産目録等の閲覧及び公表に関する規程」により事務所に備え置き公開する、学校法人及び設置する大学のホームページで公開する、大学ポートレートを活用して公開するほか、大学案内や学園広報誌等の媒体も活用するなど、各種媒体を通じて公開しています。また、公開に当たっては、用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
無し	